

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。

手続きの流れ 申請時期	原則として、授業料軽減助成金と同様です。前頁をご覧ください。	
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。※	
給付額 (通信制の学校は 給付額が異なります)	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	10万3,500円 又は 13万8,000円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階) 奨学給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

貸付(無利子)

育英資金

勉強意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

手続きの流れ						
申請時期	4月から各学校の定める期間内(おおむね1~2カ月) 手続きは在学学校にお問合せください。 一度、奨学生として採用されれば、原則として在学中は貸付を受けられます。 (申込期間後に家計急変があった場合は学校へご相談ください。)					
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。保護者の所得要件があります。(就学支援金や授業料軽減助成金とは基準が異なります。) ※財団のホームページで、申込対象になるかシミュレーションができます。					
貸付月額	<table border="1"> <tr> <th>私立</th> <th>国公立</th> </tr> <tr> <td>3万5,000円</td> <td>1万8,000円</td> </tr> </table>	私立	国公立	3万5,000円	1万8,000円	育英資金は貸付です!
私立	国公立					
3万5,000円	1万8,000円					
返済方法	貸付終了から、おおむね11~13年間で返済していただきます。					
保証人	連帯保証人2名が必要です。					
お問合せ先	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15~17:00)				

公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

東京都私学財団 <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

生徒・保護者のみなさまへ

令和2年度

私立高校には学費負担を軽減する制度があります

授業料の負担軽減

国の助成 就学支援金

年収目安 約910万円 ※

都の助成 授業料軽減助成金  
→都内在住要件があります。

年46万1,000円  
(都内私立高校平均授業料相当)  
ただし在学学校の授業料が上限

※年収目安について

- ・保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。
- ・年収は目安であり、審査は区市町村住民税課税標準額等に基づき行います。
- ・所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、年5万9,400円負担が軽減されます。

授業料以外の負担軽減

都の助成 奨学給付金  
→都内在住要件があります。

年13万8,000円(最大)

学費全般の支援

貸付(無利子) 育英資金  
→都内在住要件があります。

年42万円

全ての制度は併用できます。  
それぞれの制度で、所得要件等があります。

期日までに、忘れずに申請してください!!  
育英資金以外の各制度は、毎年申請が必要です。

公益財団法人  
東京都私学財団

○この内容は令和2年度のもので、令和3年度以降は変更となる場合があります。

保護者の年収目安と軽減額

世帯年収等により軽減額が異なります。  
利用できる制度を確認してください！



所得要件超過多子世帯※2	授業料の負担軽減 ※1		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
約910万円 ~ 約590万円	118,800円	342,200円	<p>私立高校の授業料負担が最大461,000円軽減されます！</p>	<p>世帯の条件によって利用可能な貸付制度です。</p> <p>420,000円</p>
約590万円 ~ 約270万円	396,000円	65,000円	<p>138,000円 +103,500円</p>	
約270万円未満 住民税が「非課税」又は「均等割」のみの世帯			<p>52,600円</p>	
生活保護世帯				

年収目安(モデル世帯) ※3

※1 就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額は、46万1,000円の範囲内で在学校の授業料(保護者が負担した金額)が上限となります。なお、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

※2 多子世帯:扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※3 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、区市町村住民税課税標準額等に基づき審査を行います。

授業料の負担軽減はどうして制度がわかれているんですか？

就学支援金は国の制度で、全国で共通です。  
授業料軽減助成金は東京都独自の制度で、都内在住の方が対象です。  
そのため、それぞれの基準での審査があります。



国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

手続きの流れ	<p>在学する学校に申請します。</p> <p>学校</p> <p>授業料支払い後に還付されるなど、支給方法は学校により異なります。</p>														
申請時期	在学校の案内にしたがって、受給開始を希望する月までに在学校の手続きをしてください。(多くは4月-6月頃に手続きをします。また、毎年度手続きが必要です。)														
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。														
軽減額	区分(6月以前)	区分(7月以降)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(6月以前)</th> <th>区分(7月以降)</th> <th>年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例</th> <th>軽減額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、257,500円未満の世帯</td> <td>区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、154,500円未満の世帯</td> <td>約590万円未満</td> <td>39万6,000円</td> </tr> <tr> <td>都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、507,000円未満の世帯</td> <td>区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、304,200円未満の世帯</td> <td>約910万円未満</td> <td>11万8,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調整控除の額に、政令指定都市の場合3/4を乗じる。</p>	区分(6月以前)	区分(7月以降)	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)	都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、257,500円未満の世帯	区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円	都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、507,000円未満の世帯	区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円
区分(6月以前)	区分(7月以降)	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)												
都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、257,500円未満の世帯	区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円												
都道府県民税-区市町村民税所得割額の合計額が、507,000円未満の世帯	区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除額(※)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円												
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル3階) 就学支援金担当		☎ 03-5206-7814 (受付時間 平日9:15~17:00)												

○高等学校等を中途退学した生徒が、再び都内の私立高等学校等で学び直す場合、就学支援金の受給終了後一定条件のもとで、継続して授業料の支援を行う制度(学び直し支援金)があります。

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

手続きの流れ	<p>東京都私学財団に申請します。</p> <p>公益財団法人 東京都私学財団</p> <p>東京都私学財団から申請者の口座に直接振込みます。</p>		
申請時期	6~7月頃(毎年度申請が必要です。) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期をお知らせします。当財団ホームページでもご案内します。		
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。		
軽減額	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)
	A 区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除相当額(※)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	6万5,000円
	B 区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除相当額(※)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	34万2,200円
	C 上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯		5万9,400円
	D 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)		
<p>※調整控除相当額について 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が配偶者控除の範囲内の所得の世帯=1,500円 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円</p>			
お問合せ先	東京都私学就学支援金センター (東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階) 授業料軽減助成金担当		☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)

○都認可の私立通信制高等学校については、都認可の私立通信制高等学校用リーフレット及び当財団ホームページをご覧ください。